○防衛省告示第四十六号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年三月十八日

防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間、六月及び七月を除く期間は〇九〇〇から一六三〇まで、六月及び七月の期間は一二〇〇から一六三〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　遠州灘の次の第一号の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線並びに第二号の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度一五、〇〇〇メートルまでの間

一　六月及び七月を除く期間における区域

(ア)　北緯三四度一七分一二秒　東経一三七度一一分四九秒

(イ)　北緯三四度二三分三四秒　東経一三七度二九分一四秒

(ウ)　北緯三四度二三分三八秒　東経一三七度三六分一一秒

(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三七度四九分五五秒

(オ)　北緯三四度〇七分四六秒　東経一三七度四五分五〇秒

(カ)　北緯三四度〇一分一三秒　東経一三七度二〇分四九秒

二　六月及び七月の期間における区域

(ア)　北緯三四度一七分一二秒　東経一三七度一一分四九秒

(イ)　北緯三四度二三分三四秒　東経一三七度二九分一四秒

(ウ)　北緯三四度二三分三八秒　東経一三七度三六分一一秒

(エ)　北緯三四度〇五分一五秒　東経一三七度三六分一二秒

(オ)　北緯三四度〇一分一三秒　東経一三七度二〇分四九秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十七号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十三年三月十八日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十三年四月二日から同月四日までの間、毎日〇八〇〇から一六〇〇まで

区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

自衛艦四隻

実施艦

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十八号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十三年三月十八日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十三年四月二日から同月四日までの間、毎日〇八〇〇から一六〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

自衛艦四隻

実施艦

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年三月十八日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十三年四月一日から平成二十三年五月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒

(イ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒

(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒

(エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒

自衛艦八隻

実施艦

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

議案提出

三月十六日内閣から提出した議案は次のとおりである。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

会議

三月十七日（木曜日）　午後一時　本会議

参議院

議案提出

三月十六日議員から次の議案が提出された。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（小野次郎発議）（参第四号）

議案受領（予備審査）

三月十六日内閣から次の議案が送付された。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（閣法第三八号）

人事異動

内閣府

官民競争入札等監理委員会委員に任命する（三月十四日）　北川　正恭

警察庁

（警察庁長官官房付）警視長　粟野　友介

警察庁刑事局刑事企画課刑事総合研究官兼警察大学校警察政策研究センター付を命ずる（三月十七日）

文部科学省

宇宙開発委員会委員に任命する（三月十四日）　服部　重彦